

附属書一

- (1) 国家試験に合格することにより日本国の看護師としての資格を取得することを目的とする入国及び一時的な滞在を1(a)の規定に基づき許可されるベトナムの自然人は、次の(a)から(e)までに定める要件を満たすものとする。
- (a) ベトナムの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であつて、ベトナムの一般看護師の認定証を取得しているものであり、かつ、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者であること。
- (b) 少なくとも二年間ベトナムの一般看護師としての実務経験 (a)に規定する看護の課程を修了した後の九箇月の実習期間の経験を含む。)を有する者であること。
- (c) 日本語の能力に関し、次の(i)又は(ii)のいずれかの要件を満たす者であること。
- (i) 日本語能力試験 (以下「JLPT」という。)のN1又はN2に合格していること。
- (ii) JLPTのN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

ること。

注釈 この(c)に定める要件は、この取極に基づく最初のベトナムの自然人の日本国への入国の日の五年後に、日本国政府により、ベトナム政府との協議の後見直され、必要な場合には変更される。

- (d) 11(b)(i)に規定するベトナムの調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。
- (e) 日本国政府が指定する日に日本国に入国する者であること。

(2) 国家試験に合格することにより日本国の介護福祉士としての資格を取得することを目的とする入国及び一時的な滞在を1(b)又は1(c)の規定に基づき許可されるベトナムの自然人は、次の(a)から(d)までに定める要件を満たすものとする。

- (a) ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者であること。
- (b) 日本語の能力に関し、次の(i)又は(ii)のいずれかの要件を満たす者であること。
 - (i) JLPTのN1又はN2に合格していること。
 - (ii) JLPTのN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

注釈 この(b)に定める要件は、この取極に基づく最初のベトナムの自然人の日本国への入国の日の五

年後に、日本国政府により、ベトナム政府との協議の後見直され、必要な場合には変更される。

(c) 11(b)(i)に規定するベトナムの調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。

(d) 日本国政府が指定する日に日本国に入国する者であること。

注釈 日本国政府は、ベトナムにおける二年制の看護の課程を修了したベトナムの自然人について、ベ

トナム政府が介護に関する追加的な研修の課程を導入し、かつ、当該追加的な研修の課程を修了することが日本国において日本国の介護福祉士としての資格を取得するための国家試験を受験するために履修することが義務付けられている通常の研修の課程を修了することと同等であると日本国政府が認めることを条件として、当該ベトナムの自然人に対し入国及び一時的な滞在を許可する可能性について検討する。両政府は、早期に結論に達するため、JVEPAに基づき設置された自然人の移動に関する小委員会において引き続きこの問題に関する討議を行う。